



公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター

補助金

海外出願支援事業

(中小企業等海外展開支援事業費補助金)



特許・商標等の外国出願に要する費用の一部を補助します

- 1企業最大300万円
- 特許(上限150万円/1出願)
- 実用新案・意匠・商標(上限60万円/1出願)
- 冒認対策(上限30万円/1出願)

こんなときは、特許・商標等の外国出

海外に自社製品を輸出する

海外の展示会に出展する

海外の事業者と取引の契約を結ぶ

海外の模倣品対策を講じる

海外出願支援事業

海外への事業展開を計画している道内中小企業者等が、特許・実用新案・意匠・商標を海外に出願する際に要する費用の一部を補助する制度です。

1 対象者

道内の中小企業者等

- (1) 中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)。ただし、みなし大企業を除く。
- (2) 地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(NPO法人)。

※次のいずれかに該当する中小企業者等であること。

○補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等。

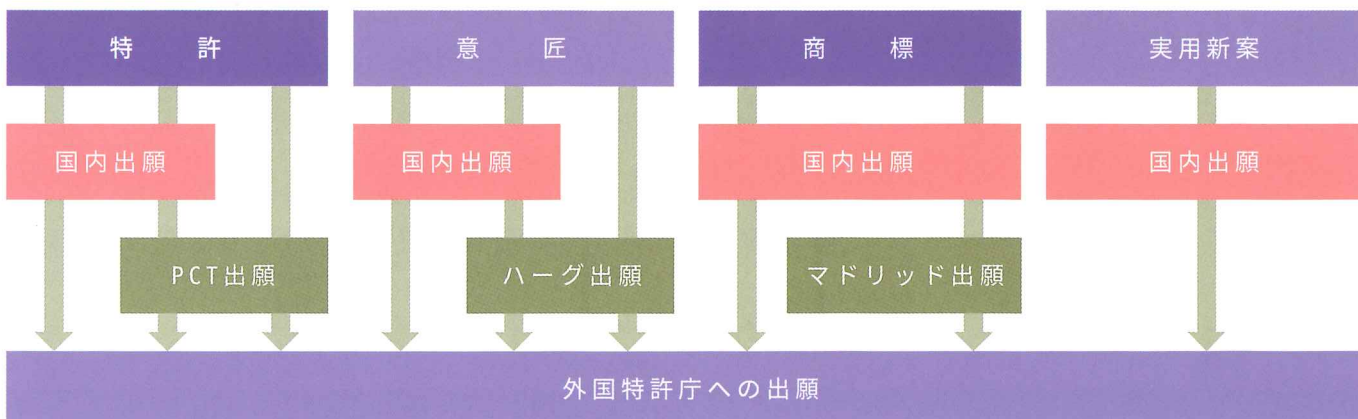
○補助を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等。

2 対象となる外国出願

申請書提出時点において日本国特許庁に特許出願(PCT出願を含む。)、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願を行っている出願であって、次の(1)～(4)いずれかに該当する方法により、年度内に外国特許庁へ出願を行う予定であること。

- (1) パリ条約等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法
- (2) 特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(PCT出願を国内段階に移行する方法)
- (3) ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
- (4) マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願及び予定される外国特許庁への出願が申請者である中小企業者等による出願であること。



願を検討してみましよう。

海外に製造を委託する

海外の権利のない第三者による商標出願(冒認出願)を防ぐ

3 補助内容

1 補助率 補助対象経費の2分の1以内

2 補助上限額

- (1) 1企業に対する1事業年度内の補助金の総額300万円
- (2) 1出願に対する補助金の上限額

- ① 特許出願150万円
- ② 実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願(冒認対策商標を除く)60万円
- ③ 冒認対策商標30万円

※冒認対策商標とは：日本国において既に出願又は登録済みの商標に関する抜け駆け出願を冒認出願といい、冒認対策商標とは、冒認出願対策を目的とした外国への商標登録出願をいう。

3 補助対象経費 ※消費税を除く。

- 外国特許庁への出願手数料 外国特許庁への出願に要する経費
- 現地代理人費用 外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
- 国内代理人費用 外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
- 翻訳費用 外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
- その他 その他特に必要と認められる経費

※他の事業者との共同出願の場合には、支援対象企業の持ち分比率に応じた額(ただし、支援対象企業が負担した額の範囲内)を補助対象経費とします。

※外国特許庁に出願料を支払った後に追加的に外国特許庁に支払う費用(出願に不備等があった場合の補正費用など)は年度内に支払われた費用であっても対象とはなりません。

※日本国特許庁に支払う費用(PCT出願に要する国際出願手数料及び商標法第68条の2第1項に規定する国際登録出願に要する本国官庁手数料等を含む。)は含みません。

4 補助対象期間 交付決定日から当該年度の2月末日まで

4 手続きについて

1 手続きの流れ



2 選考方法

当センターが設置する審査委員会において採否を決定します。

※採択された場合、申請者名、申請者所在地(市区町村)、出願権利種別、交付決定金額は、特段のことわりなく公表されますので予めご了承ください。

